

(一財)秋田県建築住宅センター 秋田県営住宅等公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(一財)秋田県建築住宅センター(以下「住宅センター」という。)が発注する秋田県営住宅等建設工事等(以下「センター工事等」という。)の公募型指名競争入札方式(以下「本入札」という。)を実施するため、(一財)秋田県建築住宅センター建設工事等入札制度実施概要、入札心得によるもののほか、必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型指名競争入札とは、対象となる建設工事や委託業務(以下「建設工事等」という。)の発注に際し、必要な条件を付して入札参加者を募り、その条件に適合する者の中から入札参加者を指名する競争入札方式である。

(対象工事等)

第3条 本入札の対象となる建設工事等は、秋田県営住宅建設工事等入札制度実施要綱第2条に定める工事のほか、理事長が必要と認める工事及び委託業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、本入札の対象としない。

- (1) 発注する工事等が緊急を要するもの入居世帯の生活環境を早急に修復する必要等、入札の手続きに付する暇がない工事等
- (2) 特許や専門性に由来する等、入札による調達が馴染まない工事等
- (3) 前各号のほか、随意契約により調達可能な工事等

(入札参加資格者)

第4条 対象工事等の指名を希望する者は、次に定める要件を全て満たす者でなければならない。ただし、工事以外の業務委託に参加する者については、第1号、第4号及び第5号を除く。

- (1) 秋田県建設工事入札参加者資格審査要綱に基づく等級格付を受けた者または秋田県小規模修繕工事登録業者等であること
- (2) 秋田県内に本店または事業所があること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 発注する工事の工種について、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可や工事を履行するために必要な資格を有していること
- (5) 建設業法による営業停止期間中でないこと
- (6) 秋田県の入札等で指名停止、入札参加資格停止または指名差し控え措置の期間中でないこと

- (7) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全でないこと
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法(平成11年法律225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- (9) その他工事等ごとに定める要件を満たすこと

(対象工事等の公表)

第5条 理事長は、第3条第1項に掲げるセンター工事等を発注しようとするときは、期日前の5日までに次の各号に掲げる事項を(一財)秋田県建築住宅センターホームページへ掲載し公表するものとする。

- (1) 入札に付する工事等の名称、工事履行場所、工事履行期限、入札参加要件、予定価格
- (2) 入札日時、場所、入札方法、入札保証金、契約保証金、契約日等
- (3) 契約書、契約条項
- (4) 設計図書等(仕様書、図面、金額が記載されていない内訳書)
- (5) その他必要な事項
- (6) 申込期間

(入札参加申請等)

第6条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書(様式1)
- (2) 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式3)
- (3) その他指定事項の要件を満たしていることを確認できる書類

(業者指名・非指名通知)

第7条 第6条の申請を行った業者(以下「入札参加申請者」という。)について、第4条の入札参加資格を満たさない業者を除き、原則として、すべての業者を指名するものとする。

2 理事長は、対象となる建設工事等の入札参加者の指名または非指名を決定したときは速やかにその結果を入札参加申請者に通知するものとする。なお、非指名の者には、理由を付した非指名通知書(様式2)を電子メールまたは郵送で通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるもののほか、秋田県建設工事入札参加者資格審査要綱及び秋田県工事請負業者選定要領の各事項を準用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

この要綱は、令和7年11月20日から施行する。